

令和7年

5/10 土

12:30開場
13:00開演

第1部
講演会

『日本中世から憲法を考える』 90分

第44回

憲法を記念する市民のつどい

定員700人
(先着順)

講師 **本郷 和人**さん (東京大学史料編纂所教授)

1960年・昭和35年、東京に生まれる。1983年東京大学文学部卒業。1988年東京大学大学院単位取得退学。史料編纂所に助手として入所。同所助教授を経て、現在同所教授。『大日本史料』第五編、鎌倉時代の編纂を担当する。日本中世政治史においては当為(タテマエ、理想論)ではなく実情(ホンネ)を把握すべきとし、従来の権門体制論を批判し、東国国家論を唱える。著書には『中世朝廷訴訟の研究』東京大学出版会(1995年)、『新・中世王権論 武門の覇者の系譜』新人物往来社(2004年)、『文春学藝ライブラリー(文庫)(2017年)、『人物を読む日本中世史 頼朝から信長へ』講談社選書メチエ(2006年)などがある。

第2部
上映会

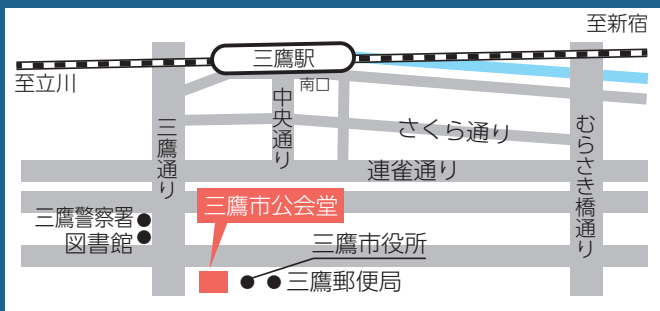
NHK特集『東京大空襲』(1978年) 50分

アメリカ側で撮影した空襲時の映像記録や日本側の資料・証言を通して、その空襲がもたらした惨禍と、日本焦土作戦全体を貫くアメリカ軍の戦争遂行の思想を解明する映像作品です。

プログラム

12:30	開場
	第1部開演 ◆主催者あいさつ
13:00	◆市立第四中学校生徒の皆さんによる朗読 (日本国憲法前文、三鷹市自治基本条例前文) ◆本郷和人さん講演会
15:00	第1部終演・休憩
15:15	第2部開演 上映会 NHK特集『東京大空襲』
16:05	第2部終演

場 所 三鷹市公会堂「光のホール」



- ▶ 三鷹駅南口(②番乗り場)から仙川行き又は晃華学園東行きバスに乗り、三鷹市役所前下車(所要時間約10分)
- ▶ 吉祥寺駅公園口(③、④番等乗り場)から武蔵境駅南口行き又は調布駅北口行きバスに乗り、三鷹市役所前下車(所要時間約15分)

入場無料／手話通訳・要約筆記・保育付

【日本国憲法】

- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 児童は、これを酷使してはならない。

問い合わせ

三鷹市企画部企画経営課
TEL ▶ 0422-29-9032
FAX ▶ 0422-29-9279
E-mail ▶ kikaku@city.mitaka.lg.jp

主 催

三鷹市・三鷹市教育委員会・
憲法を記念する三鷹市民の会

保育

保育(1歳～未就学児、定員3人程度、無料、先着順)をご希望の方は、4月30日(水)までに、左記の問い合わせ先へお申し込みください。

日本国憲法（前文）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

三鷹市自治基本条例（前文）

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

三鷹市における平和施策の推進に関する条例（前文）

（平成4年3月27日 条例第15号）

私たち三鷹市民は、地球上から恐怖や欠乏を追放し、地球環境の保全に努め、すべての人々がひとしく基本的人権を享有することによって、安全で健やかに心ゆたかに生きられるよう、恒久平和の実現に努めます。

私たちは、平和を愛する心の輪を世界に広げ、人々が共に生き、手をつなぎ、助け合う社会を築くため、草の根の広がりのある平和を進めます。

私たちは、日本国憲法を遵守するとともに、世界連邦都市宣言、三鷹市民憲章および三鷹市非核都市宣言の趣旨を踏まえ、平和の実現に努力していく決意をここに明らかにします。